

通所サービス 重要事項説明書

介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

＜令和7年4月1日現在＞

お客様に対する介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり、当事業所がお客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

事業者名称	医療法人社団 小国医院
主たる事務所の所在地	香川県仲多度郡まんのう町四條777番地
法人種別	医療法人社団
代表者名	小国 孝
電話番号	0877-75-2317

2. 事業所概要

ご利用事業所の名称	通所リハビリテーション 百百の家
指定番号	3771600107
管理者	小国 孝
所在地	香川県仲多度郡まんのう町四條777番地
電話番号	0877-75-2373

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人社団小国医院が設置する通所リハビリテーション「百百の家」(以下「事業所」という。)において実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護予防通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防通所リハビリテーション
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1 指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。3 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。4 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。5 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

4. 事業所の職員体制

職 種	員 数	勤 務 の 体 制
医 師 (管理者)	1 名	常 勤 ・ 兼 務
理学療法士	1 名	常 勤 ・ 兼 務
経験看護師等	1 名	常 勤 ・ 兼 務
介護職員	6 名	常 勤 ・ 兼 務

5. 営業日及びサービス提供時間

営業日及び 営業時間	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、 年末年始を除く）、8時から17時まで
サービス提供時間	9時～15時15分

6. 利用者の定員

(人)

	月	火	水	木	金
1 単位	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
2 単位	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
3 単位	1 0				1 0

7. サービスの内容

介護予防通所 リハビリテー ション	介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、 その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の 維持回復に努めます。
運動器機能 向上	サービス計画上、必要な方に関しては、運動器機能向上プログラムを作成 し、訓練を行います。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行ないます。
相談及援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
食事	栄養と利用者の状況に配慮した食事を提供します。 状況に応じて粥食や刻み食にも対応します。 介助が必要な方には担当職員が個々に対応します。 可能な範囲で嗜好の相談に応じます。
入浴	入浴又は清拭を行います。 介助が必要な方には担当職員が個々に対応します。 入浴サービスの利用は任意です。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行ないます。 各種レクリエーションを実施します。

8. 事業の実施地域

事業の実施地域	まんのう町、琴平町、善通寺市、丸亀市綾歌町
---------	-----------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

9. 利用料金

指定介護予防リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料金の1割または2割または3割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、サービス内容説明書に記載します。

10. 緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変があった場合は、速やかに管理者、主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

(1) 利用者・家族への対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償責任を行います。（当事業所はあいおい損保会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

(2) 行政機関への報告

重大な事態が発生した場合、速やかに行政機関（市町村等）への報告を行います。

12. 非常災害対策

(1) 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(2) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

13. 衛生管理等

(1) 事業所は、使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるなど、常に密な連携に努めます。

14. 個人情報の保護

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

15. 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

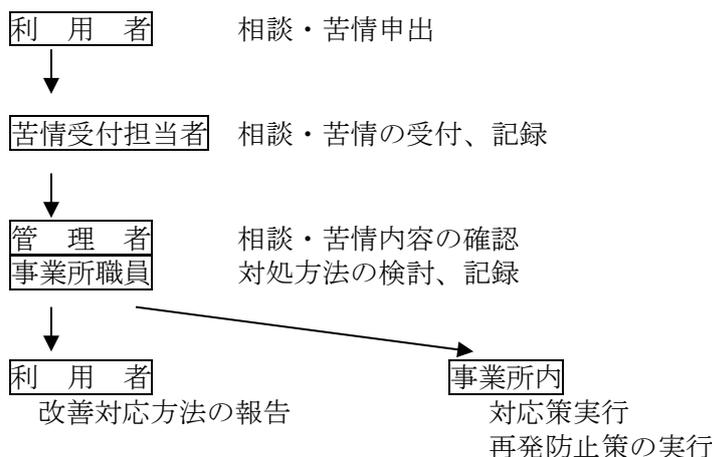
ただし、介護保険事業によりお客様の介護に関する事業者間の連絡調整のため開催されるサービス担当者会議において必要がある場合は、限定的な範囲で利用者及びその家族の個人情報を提供することがありますので、あらかじめご了承ください。なお、この場合も全ての関係者に守秘義務がありますのでご安心ください。

16. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談申立窓口
当事業所に対する苦情やご相談は下記の窓口で受け付けております。

ご利用者ご相談窓口	窓口責任者 曾根京子 電話 0877-75-2373 受付時間 月曜日～金曜日（日祝日を除く） 8：00～17：00
-----------	---

- (2) 苦情処理体制・手順



- (3) その他各市町村および国民健康保険団体連合会等の窓口にも受け付けております。

行政機関その他受付機関	住所	電話番号
まんのう町福祉保険課	まんのう町吉野下430	0877-73-0125
琴平町住民福祉課	琴平町榎井817-10	0877-75-6706
丸亀市高齢者支援課	丸亀市大手町2丁目3番1号	0877-24-8831
善通寺市高齢者課	善通寺市文京町二丁目1番1号	0877-63-6331
国民健康保険団体連合会 介護保険課	高松市福岡町2丁目3-2	087-822-7453

17. 虐待の防止

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

②虐待の防止のための指針を整備しています。

③従業員の対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する責任者	理事長 小国 孝
--------------	----------

(2) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

18. 身体拘束について

(1) サービス提供に当たり、利用者又または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その事由を利用者及び家族の同意を得た上で実施します。

(2) 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

(3) 身体拘束等の適正化のための従業員に対する研修を定期的に行います。

19. 業務継続計画

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。

20. サービス利用に当たっての留意事項

* 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご使用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

* 施設内及び敷地内での飲酒・喫煙はお断りさせていただきます。

- * 所持金品は、自己の責任で管理してください。貴重品の持ち込みはご遠慮ください。万が一紛失された場合の責任は負いかねます。
- * 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- * 暴力行為や誹謗・中傷など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- * 職員や利用者に対するの性的な言動（いわゆるセクハラ）はご遠慮ください。
- * 感染の恐れのある方や体調がすぐれないなど、通所が適切でないと判断された方は通所をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- * 台風や大雪など自然災害のためサービス提供が困難と判断された場合は、速やかにご利用者様及びご家族様にご連絡させていただきます。

～ 以上の点が守られない場合や、事業所側が不適切であると判断した場合、ご利用をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。～